

建退共制度に関する検討会報告書

平成 28 年 11 月 14 日

独立行政法人勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部

目次

検討会報告の概要	1
はじめに	2
I 検討の背景：建退共制度の現状と問題点	2
II 建退共制度のあり方	5
III 建退共制度の実務的課題：掛金納付方式について	5
IV 今後講ずべき方策〔1〕掛金納付方式の改善に関する措置	8
V 今後講ずべき方策〔2〕建退共制度の充実に関する措置	12
おわりに	14
「建退共の制度に関する検討会」委員名簿	15
＜参考＞	
口座振込・振替方式について	17
口座振込・振替方式と証紙貼付方式	18
建退共制度の現況について	19

検討会報告の概要

1 検討会設置の趣旨・検討経緯

- 建退共制度が建設技能労働者の確保・育成・定着により一層貢献することができるようにするため、機構が理事長の検討会として設置
- 平成 28 年 4 月に設置され、6 回の検討を経て、同年 11 月 14 日取りまとめ

2 検討の背景

- 建設産業では、現状の労働力構成は、他産業に比べて高年齢層の割合が高い一方で、若年層の割合が低く、定着率が低い状況はますます深刻化
- 建設産業では、社会保険の未加入対策等に総合的に取組まれており、官民を挙げて人材の確保と健全な競争環境の構築を推進

3 建退共制度のあり方

- 退職金制度の普及は、労働者が老後の期待を持つことができることで将来の安心感を与え、仕事への意欲をもたらし、産業の活性化や優秀な人材の確保にもつながる
- 建退共制度がこの機能をより発揮できるようにするためには、労働者のモチベーションの向上と建設産業における労働者の確保につながるように、次のような基本的な考え方を踏まえた方策が必要
 - ・労働者、事業主の双方について建退共制度に関する認知度を一層高め、加入促進を図ること
 - ・技能と経験を蓄積した労働者がより充実した退職金を確実に受給することができるように措置すること
 - ・関係者が一丸となって、公共工事のみに止まらず、民間工事における建退共制度の活用を推進すること

4 建退共制度の実務的課題

- 掛金納付について、証紙貼付方式を採用。証紙貼付方式は、労働者が手帳を持たないことが多いこと、事務の煩雑さ、証紙の貼付状況の把握ができないこと、証紙の過不足が生ずることを通じ、労働者の退職金の充実を図る上で障害
- 平成 10 年代に掛金納付方式のあり方の検討が行われたが、カード方式の採用と掛金の後払いを特徴としていたことから、方式の導入自体を見送り。見送り時点の課題を克服した新たな対応が必要

5 今後講ずべき方策

- 口座振込・振替方式の導入
- 加入促進・履行確保のための措置
- 民間工事における建退共制度の活用の推進

建退共制度に関する検討会報告

はじめに

建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）は、昭和 39 年の創設以来、50 年余りが経過し、建設業界の熱意と努力に支えられ、建設技能労働者の福祉の向上に大きく貢献してきた。

昨今の建設業界では、建設業の担い手不足が顕在化し、建設技能労働者の確保・育成・定着が大きな課題となっている。一方、建退共制度に関しては、従来、証紙貼付による掛金納付のあり方等について、様々な議論が行われてきた。

平成 27 年度には建退共制度に関する実態調査が実施され、そこで抽出された検討課題も勘案しながら、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）において、今後、次期中期計画（第 4 期、平成 30 年度～平成 34 年度）の検討が行われること等を踏まえ、建退共制度が建設技能労働者の確保・育成・定着に、より一層貢献することができるようにする必要がある。

このような状況を受けて、本検討会が、機構の理事長の検討会として、平成 28 年 4 月に設置され、建退共制度全般について検討することとなった。以降、本検討会は、6 回にわたる活発な議論を経て、本報告書を取りまとめた。

（注 1）実態調査については、「建退共制度に関する実態調査結果報告書」（平成 28 年 3 月機構建設業退職金共済事業本部）参照。

I 検討の背景：建退共制度の現状と問題点

1 建設産業においては、現状の労働力構成は、他産業に比べて高年齢層の割合が高い一方で、若年層の割合が低く、また、他産業に比べて新規学校卒業者の入職が少なく、定着率が低い状況はますます深刻化している。現時点で適切な対策を講じなければ、将来の建設産業の担い手が不足し、建設産業の存続が危惧される状況とされている。このような状況を踏まえ、建設産業では、社会保険の未加入対策等に総合的に取組まれており、官民を挙げて人材の確保と健全な競争環境の構築が進められている。

2 建退共制度は、昭和 39 年の制度発足以来、228 万人の建設技能労働者に退職金を支給し、建設技能労働者の福祉の向上に大きく貢献してきた。現在も、年間で概ね 50 万人から 60 万人程度の建設技能労働者が退職金共済手帳（以下「手帳」という。）を更新し、建設業界において幅広く活用されている。建退共制度では、労働者が現場を移動し、事業主を変えても、先々で共済証紙を貼ってもらえれば、建設業で働いた日数は全部通算され、建設業界全体の退職金制度としての役割を

果たしている。

3 建退共制度は、厚生労働省及び国土交通省の指導及び支援の下で制度が運営されている。特に公共工事においては、工事費の中に建退共制度の掛金相当額が現場管理費の一部として積算されているほか、公共工事の受注者は契約時に建退共制度の掛金収納書を発注者に対して提出することが求められているなど、行政の指導及び支援が建退共制度の普及及び履行を支えてきている。

4 一方、最近の状況をみれば、建退共制度に加入している労働者の1年分の掛金納付（252日分）に要する月数は、平成18年度が18.9月であったのに対し、平成27年度には19.5月と長期化する傾向にある。

建退共制度の退職金共済証紙（以下「証紙」という。）販売額には民間工事分も含まれているが、証紙販売額全体を仮に公共工事の元請受注額と比較すれば、平成15年度～平成17年度が4.15%（パーミル。1000分の4.15）であったのに対し、平成25年度～平成27年度は3.07%と低い水準にあり、この間の証紙販売額の増加分は、公共工事の増加分ほどには及んでいない。

証紙販売額と貼付確認額の差額については、今中期計画期間（第3期、平成25年度～平成29年度）において、前中期計画期間の終了時（平成24年度末）から100億円程度減少するとの中期目標（厚生労働大臣策定）が設けられているが、平成24年度末から平成27年度末を比較すると17億円増加している。

また、建退共制度の新規加入者数については、建設技能労働者数全体の減少が影響している面はあるが、平成15年度～平成17年度の累計が538,781人であったのに対し、平成25年度～平成27年度の累計が376,184人と近年は低い水準にある。

（注2）証紙販売額の公共工事の元請受注額との比較については、建設工事受注動態統計調査による3年間の総額比較。労働者の1年分の掛金納付（252日分）に要する月数、証紙販売額と貼付確認額の差額及び建退共制度の新規加入者数については、機構調べ。参考資料「建退共制度の現況について」参照。

（注3）証紙販売額と貼付確認額の差額については、平成15年度末から平成19年度末にかけて119億円減少し、平成19年度末から平成24年度末にかけて82億円減少している。証紙の購入から手帳が更新される貼付確認まではタイムラグがあり、建設工事が増加して証紙販売額が増加する時期には、貼付確認額との差額は増加する傾向にある。また、相当過去に購入された証紙については、現時点で貼付されることを期待することは困難な面がある。なお、証紙販売額と貼付確認額の差額を目標にすることについては、「証紙について十分な購入が行われているが貼付されていない」状況の下では有効な目標であるが、仮に「証紙が十分には購入されていない」状況であるとすれば、その有効性に問題が残る。

5 掛金納付方式については、平成 10 年頃には、購入された証紙が手帳に貼付されていないことが問題とされた。それに対して、機構は、その問題の解決に向けて様々な取組を行ってきたが、最近では、これに加えて、証紙の購入が必ずしも十分ではない状況が生じている可能性がある。その理由としては、次の要因が考えられる。

- ① 公共工事に新規に参入する元請・下請の事業者が、建退共制度の事務の煩雑さ等から加入を躊躇している可能性が高いこと。
- ② 平成 11 年の「建退共制度改善方策について」（平成 11 年 3 月 18 日 労働省 労政局勤労者福祉部福祉課、建設省建設経済局労働資材対策室、機構建退共事業本部）で証紙購入の目安をより細かく、実態に即したものに改めたことが効果を生じ、証紙購入の際に余剰が生ずる状況が一定程度は改善されたが、証紙販売額を抑制する結果ともなったこと。
- ③ 公共工事の現場で、一部には、発注者も含めた下請に対する建退共制度への加入指導が十分でない場合があること。発注者による指導が十分には行われない公共工事において、下請が辞退届を提出して、共済契約者である下請に証紙が交付されないケースが発生していること。

（注 4）証紙の購入については、公共工事の発注者は、受注者が建設現場ごとの建退共制度の対象労働者数及びその就労予定日数を的確に把握し、必要な枚数を購入すれば十分であることに留意するものとする、とされている。

機構が作成した「共済証紙購入の考え方について」では、労働者の 7 割が建退共制度加入者であることを前提として事業主の証紙購入額を算出している。現場で公共工事の受注者が建退共制度の対象労働者の実数を把握するための手段として、下請が手続の煩雑さを避ける等の理由で辞退届を提出し、受注者はそれをもとに建退共制度の対象労働者数を算定するケースがある。辞退届の際の辞退理由について、中小企業退職金共済制度等の退職金制度に加入し、又は自社の退職金制度があること等を資料添付の上で求め、これらが無い場合には建退共制度への加入指導が行われているケースもあるが、辞退理由について自由記入としているケースもある。

6 公共工事の発注者による指導が建退共制度の加入促進・履行確保に大きな役割を果たしている反面、民間工事では、このような指導が行われていないこともあり、元請が証紙を購入して下請に交付するケースは少なく、民間工事における建退共制度の活用は進んでいない。建退共制度は公共工事のみに適用されて民間工事については証紙を貼付しなくとも良いとの誤解も多い。こうした状況を放置すれば、同じ会社で同じ年数勤めても、担当した現場が公共工事主体か民間工事主体かによって、受け取る退職金額が違うことにもなりかねない。

- 7 共済契約者である事業主において手帳に証紙を貼付するため、実態調査の結果をみても、事業主が手帳を預っている割合が非常に高くなっている。被共済者である労働者が手帳を保持していないため、労働者の建退共制度に対する認識が乏しく、自らの退職金がどうなっているかがわかりにくいものとなっている。
- 8 平成 28 年度においては、人材確保の観点で建退共制度の魅力を増す必要性が高まっていること、共済事業資産の財務状況が健全性を保っていること等から、予定運用利回りの引上げ（2.7%→3.0%）と不支給期間の短縮が実施された。

II 建退共制度のあり方

- 1 退職金制度の普及は、労働者が老後の期待を持つことができることで将来の安心感を与え、仕事への意欲をもたらし、産業の活性化や優秀な人材の確保にもつながる。建退共制度は、建設分野における労働者の福祉の向上を図る上で、有力で重要な制度の一つであり、建退共制度の充実は、当分野で就労していた高齢者に対する公的支援制度全体の充実に寄与することとなる。
- 2 建退共制度がこの機能をより発揮できるようにするためには、労働者のモチベーションの向上と建設産業における労働者の確保につながるように、次のような基本的な考え方を踏まえた方策が必要である。
 - ① 労働者、事業主の双方について建退共制度に関する認知度を一層高め、加入促進を図ること。
 - ② 技能と経験を蓄積した労働者がより充実した退職金を確実に受給することができるように措置すること。
 - ③ 関係者が一丸となって、公共工事のみに止まらず、民間工事における建退共制度の活用を推進すること。
- 3 建設技能労働者の確保・育成・定着が大きな課題となっている現在、2の方策を実現して建設技能労働者の退職金を充実するためには、機構と行政が一体となって、建退共制度について抜本的な改善を図る必要がある。

III 建退共制度の実務的課題：掛金納付方式について

1 証紙貼付方式による掛金納付方式導入の経緯

建退共制度の掛金納付については、共済契約者は、労働者に賃金を支払うつど、手帳に証紙を貼り付け、これに消印することによって掛金を納付するものとされている。現行の証紙貼付方式は、昭和 39 年に制度が創設された際、現場とともに企業間を移動することが多いという建設業の労働者の特性に鑑み、設けられたものである。

2 掛金納付方式改善に向けた過去の検討経緯

証紙以外の方式の導入については、次のとおり、平成 10 年代に検討が行われたが、平成 19 年 1 月に「新掛金納付方式の導入は見送ること」との結論を得ている。

(1) 建退共制度改善方策について（平成 11 年 3 月 18 日）

○証紙以外の方式の導入（IC カード方式、実態に応じた掛金後払い等）について建退共本部に検討の場を設ける。

(2) 建退共における掛金納付方式のあり方検討会報告書（平成 12 年 3 月、機構建設業退職金共済事業本部）

○検討の結果、一部に反対意見があり、検討会の総意には至らなかったが、「IC カードと磁気ストライプカードを併用し、各被共済者の就労実績に応じて掛金を後払いする」方式を支持する委員が多数となった。この方式は、磁気ストライプ付カードの被共済者証を支部で、IC カードの被共済者証を「契約者共同発行機関（仮称）」で発行し、共済契約者は、毎月、被共済者の勤務データを、電子媒体又は OCR 用紙により、機構に報告し、掛金を納付することを基本とするものである。

(3) 建退共制度における掛金納付方式のあり方検討会（平成 19 年 1 月、機構建設業退職金共済事業本部）

<委員の主な意見>

○今回提示された対応策によっても、根本的な問題解決は困難であり、新掛金納付方式の導入は難しい。

- ・工事発注者、機構における履行確認ができない。
- ・事業主、機構の費用負担が大きすぎる。
- ・被共済者における退職金支払いが遅延する。

○新掛金納付方式は費用対効果からも導入は難しい。

○今後は、現行方式の中で、IT 環境を利用する方法（例えば、元請に対して証紙を請求する手段としてなど）等更なる改善方策を考えるべきである。

<結論>

○新掛金納付方式の導入は見送ること。

○現在実施しているモニター実験については、竣工時まで継続すること。

3 現行の証紙貼付方式の問題点

証紙貼付方式には、I 7 のとおり、労働者が手帳を持たないことが多いほか、次の問題点がある。

(1) 事務の煩雑さ

現行の証紙貼付方式は、制度が創設された昭和 39 年以降の事務処理におけ

る技術進歩にそぐわないものとなっている。実態調査の結果や建退共制度に関する意見をみても、事務の簡素化を求める意見が多く寄せられている。事務の煩雑さが、中小の下請業者及び専門工事業者にとって加入を躊躇する一つの要因ともなっている。

(2) 証紙の貼付状況の把握ができないこと

各共済契約者の証紙の購入状況は掛金収納書により機構において把握できるが、証紙の手帳への貼付は各共済契約者の内部で行われるため、各労働者の証紙貼付状況は手帳が更新されるまでは機構は把握できないこととなっている。このように手帳に証紙が貼付される期間については、証紙の貼付状況の確認等ができないため、共済契約者に対する指導等の面で制約となっているとともに、共済契約者が共済証紙受払簿に記入する必要があることから共済契約者の事務負担ともなっている。

(3) 証紙の過不足が生ずること

公共工事の発注者は、受注者に対して掛金収納書の提出を求めることにより履行確認をしている場合が多く、具体的な証紙の貼付状況を把握することは容易ではない。また、工事が数次の下請により行われる場合においては、元請・下請間の証紙の請求・交付が円滑に行われないうちがあり、これらのことが証紙の過不足の原因となっている。

(4) 労働者の退職金の充実を図る上での障害となること

以上の問題点は、それぞれ、建退共制度への加入が進まないこと、共済契約者に対する指導面で制約があること等を通じて、労働者の退職金の充実を図る上で障害となっている。

4 過去の検討経緯を踏まえた掛金納付方式のあり方

(1) 平成10年代の掛金納付方式に関する検討では、「ICカードと磁気ストライプカードを併用し、各被共済者の就労実績に応じて掛金を後払いする」方式で検討が行われた。すなわち、平成10年代の検討は、①カード方式の採用と、②掛金の後払いをその特徴としている。

(2) 平成10年代の検討でカード方式を採用したのは、ICカードによる現場管理に対応するほか、証紙の購入、貼付等をなくすこと及び手帳の更新をなくすことを通じて事業主の事務負担を軽減することを目的としていた。

しかし、カード方式を採用すると、併せてカードリーダーも必要となり、「事業主、機構の負担が大きすぎる」ことにつながり、方式の導入自体を見送ることにつながった。

現場は、規模、労働者の状況、下請の状況等は様々であり、カードによる現場管理を必要とする現場もあれば、そうでない現場もある。また、カードによる現場管理が必要な現場では、現在検討が進められている建設キャリアアップシステムを活用して対応することが可能である。このため、現場の労働状況の把握については、それぞれの現場に応じた適切な方法を事業主が選択することとし、掛金納付について口座振込・振替を活用することとすれば、建退共制度としてカードを必須としなくとも、証紙の購入・貼付等の事務をなくすことにより、事業主の負担を軽減することが可能と考えられる。

なお、カードとインターネットを使用して労働者が自らの掛金納付状況を把握することができるように対応するためには、個人情報流出防止の必要性から相当の費用を要すること等を踏まえれば、ICカードに手帳の機能を代替させることは困難と考えられる。

(注5) 建設キャリアアップシステムは、技能者の技能や経験を蓄積し、技能や経験に応じた適切な評価や処遇の改善、工事の品質の向上や現場の効率化を実現するシステムの構築を目指すものであり、個別の就労状況の把握や現場管理が容易となる。

(3) 平成10年代の検討で掛金の後払い方式を採用したのは、証紙の過不足を生じないようにすることを目的としたものである。

しかし、公共工事では、工事の発注者は受注者に履行確認のため掛金収納書の提出を求めるよう要請しており、受注者は当該工事に係る証紙を事前に購入するケースが多く、必要・十分な証紙購入により下請業者が雇用する労働者の手帳に証紙を貼付する上で大きな役割を果たしてきた。後払い方式を採用した場合、掛金が収納されるのは工事の実施後となり、工事契約後の早い段階で、工事発注者、機構による履行確認を行うことは困難となる。

このため、掛金の納付については、現在の証紙の運用と同様に前払いとする一方で、掛金の払い過ぎが発生するケースがある問題については、建退共制度の掛金が民間工事において労働者に充当されることも考慮しつつ、口座振込・振替方式の下で、事業主により払い込まれた掛金の残高が一定の水準にある場合には、次回の支払いの際に減額措置を講ずることにより調整することが考えられる。

IV 今後講ずべき方策 [1] 掛金納付方式の改善に関する措置

以上を踏まえ、次の内容による口座振込・振替方式の導入を図る。

1 口座振込・振替方式の導入

(1) 口座振込・振替方式の概要

- ① 共済契約者は、金融機関に掛金引落口座を登録する。
- ② 金融機関は、共済契約者の掛金支払いの申出に基づき、掛金収納書を発行

し、機構の口座に入金する。

- ③ 共済契約者は、現場に応じた適切な方法で労働者の就労実績を把握し、機構に、労働者ごとの就労実績を報告する。共済契約者による機構に対する就労実績の報告については、電子申請を前提とする。
- ④ 機構は、②の入金された掛金から、就労実績報告に応じて労働者ごとの掛金納付残高に充当する。

(注6) 口座振込・振替方式において、機構に入金された掛金の残高が、共済契約者による就労実績報告に基づいて各労働者に充当すべき掛金の合計額に不足する場合においては、当該不足額を①により登録された掛金引落口座から引落すものとする。

(注7) 掛金収納書の発行主体その他の取扱については、今後、口座振込の申請書の様式、必要なコスト等について検討し、所要の調整を行う。

(2) 口座振込・振替方式の類型

- ① 事業主による口座振込
 - ・労働者の雇用状況が変動する共済契約者による利用を想定
- ② 元請による口座振込
 - ・「共済証紙現物交付方式」を採用している元請事業者である共済契約者による利用を想定
- ③ 定期的な口座振替
 - ・工事の受注が安定している共済契約者による利用を想定

(注8) 「共済証紙現物交付方式」とは、元請が元請代金の中に含まれる掛金相当額でまとめて証紙を購入し、その証紙の現物を下請の請負代金に応じてそれぞれの下請に交付する方式。

(3) 情報セキュリティの確保

情報セキュリティの重要性が急速に高まっている社会的状況の中で、個人情報情報は機構にとって退職金と並ぶ重要な資産であり、そのセキュリティ対策は最優先で対応されるべきものである。このため、機構と共済契約者との間で、電子申請等の手続きを活用するに当たっては、ウィルス対策や不正アクセス対策を講ずるほか、個人情報を保有する「建退共制度の電算処理を行うサーバ」と「電子申請等を行うサーバ」とは物理的に分離する等、情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

(4) 口座振込・振替方式と証紙貼付方式の並存

口座振込・振替方式を導入した場合においても、現行の証紙貼付方式に習熟している共済契約者等に対応するため、現行の方式を存続し、口座振込・振替

方式と証紙貼付方式を並存させるものとする。この場合においては、掛金負担者（元請企業）が口座振込・振替方式を採用するか証紙貼付方式を採用するかを選択することとなるため、下請企業及び労働者の利便性が確保されるよう、手帳を口座振込・振替方式と証紙貼付方式の双方に対応可能なものとする等所要の措置を講ずる。なお、口座振込・振替方式の下では、掛金負担者である元請と機構との間は電子的な申請・報告が行われることとなるが、元請と下請の間での報告・通知は、必ずしも電子的な方法による必要はないことに留意する。

（注9）口座振込・振替方式と証紙貼付方式を並存させる時期的な目途については、口座振込・振替方式導入の具体的内容、実施状況、関係者の意見等を踏まえ、今後更に検討するものとする。

(5) 口座振込・振替方式の導入に伴う費用

口座振込・振替方式の導入に際しては、就労実績の報告を受けて掛金を確定させる事務等、機構に新たな事務が発生する。口座振込・振替方式と証紙貼付方式が並存することを含め、増加が見込まれる費用については、給付経理からの支出等が必要となる。

(6) 就労実績報告

(1)③の就労実績の把握及び機構に対する報告が円滑に行われることがポイントであることから、簡便・確実に元請・下請を通じた共済契約者の事務負担がより軽減される方法が採用されるように検討を進める必要がある。

2 口座振込・振替方式の意義

(1) 掛金納付実態の透明化

機構は現在、各共済契約者がいくら証紙を買ったか、又は各工事においていくら証紙を買ったかしか把握できず、具体的にどれだけ手帳に貼付したか、どれだけ下請に交付したかは把握できない。口座振込・振替方式のもとでは、掛金の納付状況が共済契約者及び労働者ごとに毎月正確に把握できるため、掛金の納付実態が透明化され、適正な掛金納付の推進に寄与するものと考えられる。

(2) 共済契約者の事務の合理化

現行の証紙貼付方式における証紙の購入、手帳への証紙の貼付といった事務がなくなるほか、証紙貼付状況報告、共済証紙受払簿の記入といった事務がなくなり、各労働者の就労実績を毎月機構に報告するだけとなるため、この報告事務が簡素なものとなれば、共済契約者の事務は大幅に合理化・簡素化され、加入促進に一定の効果が期待できる。

(3) 労働者の意識の向上

口座振込・振替方式を採用することに伴い、1冊の手帳を事業主が預っている現状を改善することとすれば、被共済者としての意識の向上につながる。また、労働者の就労実績が蓄積される状況に応じて、定期的に機構が新共済手帳を交付することとすれば、労働者が掛金の納付状況を確認することも容易になる。

(4) 労働者の退職金の充実

(1)から(3)までに掲げた効果は、建退共制度の加入促進及び履行確保を通じて労働者が受給する退職金の充実につながることを期待される。労働者の退職金が充実されれば、建設業界として建設技能労働者の処遇改善の具体的な姿を明確に示すことも可能となる。

3 口座振込・振替方式の導入に伴い検討すべき措置

(1) 労働者に確実な退職金給付を行うための措置

- ① 共済契約者からの就労実績報告を受けて機構から送る掛金確定通知には、労働者に充当される掛金納付状況を記載し、共済契約者に対し、労働者に通知するように要請するほか、労働者が自らに充当される掛金納付状況を確認することができるような措置を講ずる。
- ② 手帳の更新時には、手帳及びその副本を交付し、労働者が常にその一方を手元に所持することができるようにする。
- ③ 労働者の就労実績が蓄積される状況に応じて、定期的に機構が新共済手帳を交付する。労働者が共済契約者を退職している等の場合については、労働者の住所に直接送付する。

(2) 複数の掛金の設定

技能と経験を蓄積した労働者がより充実した退職金を受給することができるようにするとともに、現場の労働時間等の状況に対応するため、日額310円の掛金に加えて、高額の掛金を設定することを可能とする。制度の基本は日額310円の掛金となること、単純でわかりやすい制度とすることが事務取扱上も労働者及び共済契約者に対する説明上も望ましいことを踏まえ、高額の掛金は一種類に限るものとする。

(3) 公共工事の際に払い込まれる掛金の調整

発注者が掛金収納状況を確認している公共工事の際に払い込まれる掛金について、機構に対して支払われた残高が一定水準以上である場合であって、共済契約者が建退共制度を適切に履行しているときは、次回に公共工事を受注した際の支払額を減額することを可能とすることについて検討する。

(4) 運用収入の労働者への還元方法

運用益が生じた年に利益を還元することで財政基盤の確保を図りつつ、安定的に労働者に利益を還元するため、基本退職金に加えて付加退職金を導入し、運用利回りが予定運用利回りを上回った場合には、これを基本退職金に上積みする。

(5) 建設キャリアアップシステムへの対応

口座振込・振替方式と証紙貼付方式が並存し、手帳を両方式に対応可能なものとする事、情報セキュリティの確保が重要であること等を踏まえ、次のとおり対応する。

- ① 大規模で元請・下請関係が重層化した現場において、元請が労働者の就労実績を詳細に把握するうえで、建設キャリアアップシステムの有する現場ごとに労働者の就労実績を集計する機能について、共済契約者の提出する就労実績報告の作成に活用する。
- ② 建設業の現場の状況は様々であること、口座振込・振替方式を採用する共済契約者のうち、事業主による口座振替及び定期的な口座振替（IV 1 (2)①及び③）を採用する者については、現場ごとに労働者の就労実績を改めて把握する必要性は乏しいこと等から、口座振込・振替方式を採用する共済契約者が建設キャリアアップシステムを活用するかどうかについては、共済契約者の意思に委ねる。
- ③ 建設キャリアアップシステムを活用した場合、労働者が自らに充当される掛金納付状況と就労実績とを比較し確認することができること等により、労働者の利益となることを踏まえ、建設キャリアアップシステムを導入した現場で円滑に建退共制度関係の手続が進むようにするため、関係者の理解を得つつ、システムの就労情報が建退共制度において円滑に活用できるように所要の措置を講ずる。

V 今後講ずべき方策〔2〕建退共制度の充実に関する措置

1 加入促進・履行確保のための措置

(1) 確実な退職金支給のための取組

現在、確実な退職金支給のため、新規加入時に労働者に対して、機構から直接、建退共制度に加入した旨を通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化している。また、過去3年間手帳の更新のない労働者に対する現況調査（長期未更新調査）により、その住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、手帳の更新、業界引退者への退職金請求等の手続をとるよう要請している。

現在の取組に加え、長期未更新調査後更に一定期間退職後の請求や更新手続

が行われていない者等を対象として、長期未更新調査の対象を拡充する。

(2) 累積した長期未更新者を縮減するための取組

手帳の更新後相当の期間を経過し、かつ年齢等を勘案して業界を引退していると見込まれる労働者を対象として、新たな退職金請求勧奨を実施する。

(3) 証紙の適正な貼付に向けた取組

- ① 公共工事契約時に受注者から掛金収納書の提出を求める手続の徹底を図る。
- ② 建退共制度に加入している労働者に対して確実に掛金が支払われるようにするため、掛金の支払いに際して労働者の延べ就業予定数を算定するに当たっては、中小企業退職金共済制度等の退職金制度への加入を証する書類を添付すること等により、その根拠の明確化を図る。また、共済契約者が公共工事において、証紙交付の辞退を求められることはない旨を徹底する。

2 民間工事における建退共制度の活用の推進

工事量では民間工事が公共工事を大きく上回ることから、民間工事において建退共制度の普及促進を図ることが、労働者の福祉の向上に大きく資することとなる。このため、機構と行政が一体となって、民間工事における建退共制度の活用の推進を図ることとし、中小企業者が共済契約者となり、その雇用する労働者のための掛金を納付することを可能とする環境を醸成するほか、公共工事及び民間工事を通じて掛金が負担され、労働者に退職金を支払うという建退共制度の趣旨を踏まえ、建退共制度の活用を推進し、誘導するための措置を講ずる。

建退共制度への加入の促進が労働者の退職後の生活の安定と建設産業の発展につながり、民間工事の着実な実施をもたらすことにつながることに付いて、事業主に対して十分な周知・広報を行うとともに、民間の発注者の建退共制度に対する理解が深まるようにするための措置を講ずる。また、適正な履行の推進のための要請活動を強化する。下請と元請が掛金相当額を含む見積りで契約することにより、事業主自らがその雇用する労働者の掛金を支払うことを容易にする方策について検討する。

このような努力を通じ、建設技能労働者すべてが業界引退時には、退職金を受け取ることができる状況の実現を目指す。

なお、IV 3 (3)の公共工事の際に払い込まれる掛金の調整に関する具体的措置を検討するに当たっては、現在、公共工事で購入した証紙に余剰が生じた場合には民間工事など他の工事で使用されている実態があることも踏まえ、労働者に対する掛金の充当が全体として減少することのないように留意する。

3 支部の円滑な運営のための措置

支部は現在、共済契約の締結、手帳の交付、退職金請求、相談、加入履行促進

の指導等の業務を担い、建退共制度の運営に不可欠な機能を有している。口座振込・振替方式の下でも、これらの機能は証紙貼付方式の下でと同様に重要なものであるとともに、加入促進及び履行確保を実現するためには、各地域で共済契約者及び労働者と直接に対応する支部の機能の充実がますます求められることを踏まえ、支部の運営が円滑に行われるように所要の措置を講ずる必要がある。

4 被共済者数の適切な算定

建設業の場合、短期間働いて離職する労働者が多い傾向にある。短期間働いて業界から離れた労働者をそのまま被共済者として算定し続けた場合には、被共済者数が制度加入の実態と乖離するおそれがある。

このため、退職金の受給資格がない者（掛金納付月数 12 月未満）のうち、加入後相当の期間を経過した者については、統計上、被共済者数の算定から除外することについて検討する。ただし、被共済者数の算定から除外した者についても、被共済者としての資格に影響を及ぼすものではなく、手帳更新の申請があれば、再び被共済者として算定する。

おわりに

以上のように報告書を取りまとめたが、本報告書で提案している事項の実現のために、今後、機構においては、口座振込・振替方式の導入に関しては、実証実験によりその実効性を検証するとともに、具体的な仕組みの詳細、開発・運用のためのコスト等について検討する必要がある。この場合において、情報セキュリティを確保しつつ、更なる IT 環境の活用について検討することが必要である。

また、機構においては、加入促進・履行確保のための実効ある施策の具体化、民間工事における建退共制度の活用の推進のための実効ある施策の具体化等について検討する必要がある。

これらの検討に当たっては、様々な関係者、専門家等の意見を十分に聞いてその協力を得つつ行うことが必要である。

機構においては、関係者の理解を得つつ精力的に検討を進め、本報告書に提案している事項が早期に実現されることを期待する。

なお、平成 11 年以降の平成 10 年代には、「建退共制度改善方策について」に基づき、機構と行政が一体となって総合的な取組を進め、大きな成果を挙げている。改めて、加入促進、履行確保、民間工事における活用の推進等の建退共制度の改善に向けて機構と行政が一体となって取組むことを期待したい。

「建退共制度に関する検討会」委員名簿

平成28年11月14日現在

[委員]

- おおくぼ あき こ
大久保 暁 子 日本労働組合総連合会総合労働局労働条件・中小労働対策局長
（そはら りんたろう 第1回～第5回まで）
（曾原 倫太郎 第1回～第5回まで）
- お ざわ けい いち
○小 澤 敬 市 公益財団法人自転車駐車場整備センター理事長
- きた い くみ こ
北 井 久美子 弁護士
- さい が せいじろう
才 賀 清二郎 一般社団法人建設産業専門団体連合会会長
- すず き むつみ
鈴 木 睦 西松建設株式会社安全環境品質本部安全部長
- ふじ わら とみ お
藤 原 富 男 一般社団法人大阪建設業協会専務理事（建退共大阪府支部事務局長）
- ほし なお ゆき
星 直 幸 一般社団法人全国建設業協会理事
（なかむら しゅんいち 第1回～第2回まで）
（中村 俊一 第1回～第2回まで）
- まつ おか もり お
松 岡 守 雄 全国建設労働組合総連合専従中央執行委員
- むら かみ まさ と
◎村 上 正 人 株式会社みずほ年金研究所理事長
- やま ざき ひろ よし
山 崎 弘 善 一般社団法人北海道建設業協会専務理事（建退共北海道支部事務局長）
（まきの みつひろ 第1回～第2回まで）
（牧野 光博 第1回～第2回まで）
- やま もと とく じ
山 本 徳 治 一般社団法人日本建設業連合会常務理事

◎:座長、○:座長代理

（五十音順、敬称略）

[オブザーバー]

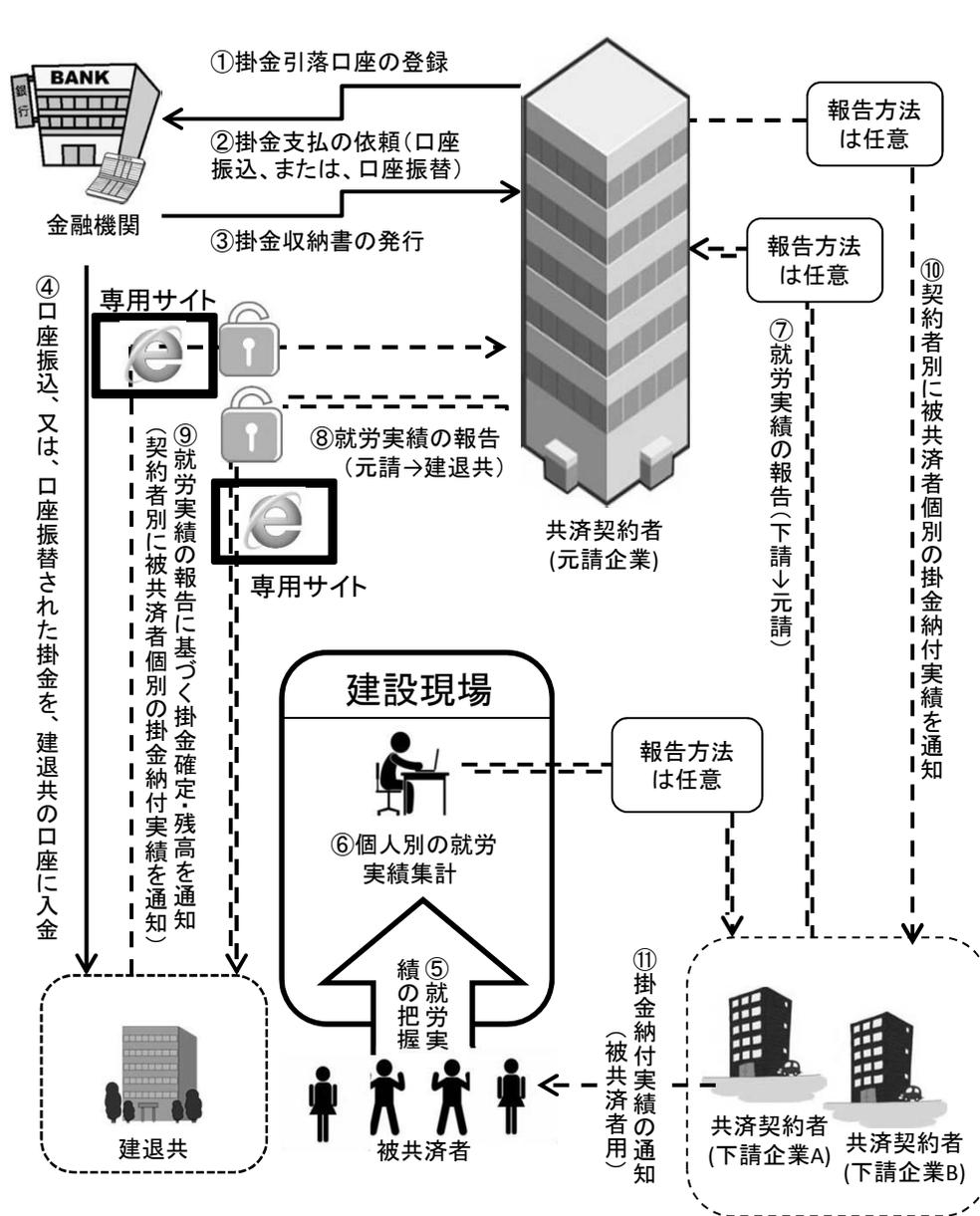
- ひら しま まさ くに
平 嶋 壮 州 厚生労働省労働基準局勤労者生活課長
（とみた のぞみ 第1回～第3回まで）
（富田 望 第1回～第3回まで）
- き むら み の る
木 村 実 国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長
（ちょうふく ともひろ 第1回～第2回まで）
（長福 知宏 建設市場整備課労働資材対策室長 第1回～第2回まで）
- いな み ひろ よし
稲 見 弘 佳 独立行政法人勤労者退職金共済機構監事

（敬称略）

[事務局]建設業退職金共済事業本部

<参 考>

口座振込・振替方式について



1 口座振込・振替方式の意義

- ・掛金納付実態の透明化
- ・共済契約者の事務の合理化
- ・労働者の意識の向上
- ・労働者の退職金の充実

2 労働者に確実な退職金支給を行うための措置

- ・共済手帳及びその副本を交付することにより、労働者がその一方を手元に所持
- ・労働者が事業主を退職している等の場合については、共済手帳を労働者の住所に直接送付

3 複数の掛金の設定

- ・1日310円一種類 → 職種・職責等に応じて、更に一種類、高額の掛金を設定することが可能

4 公共工事の際に払い込まれる掛金の調整

- ・口座支払残高に応じて減額措置

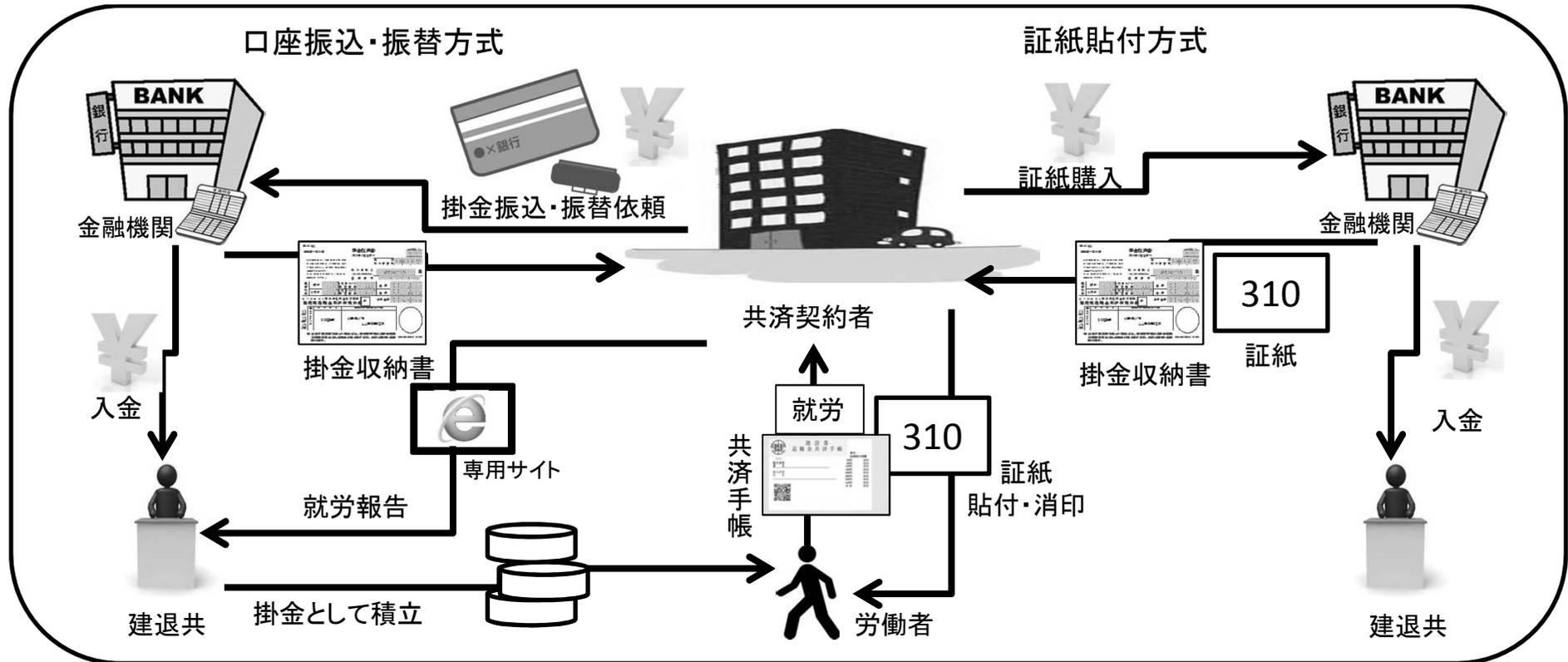
5 運用収入の労働者への還元方法

- ・基本退職金のほか、付加退職金を導入

6 建設キャリアアップシステムへの対応

- ・就労実績報告書の作成に活用
- ・システムの活用は共済契約者の意思に委ねる
- ・円滑に建退共の手続きが進むよう措置

口座振込・振替方式と証紙貼付方式



(注1) 口座振込・振替方式では、建退共に対する就労実績の報告について電子申請を行うことを前提とする。

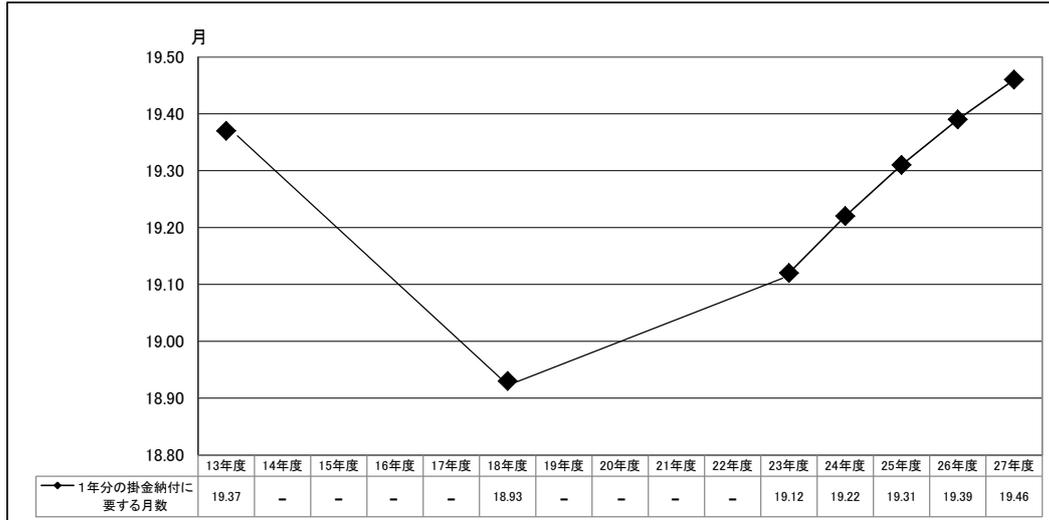
(注2) 口座振込・振替方式に加えて、現行の方式に習熟している共済契約者等に対応するため、証紙貼付による現行の方式を存続する。

(注3) 口座振込・振替方式の導入に際しては、就労実績の報告を受けて掛金を確定させる事務等、建退共に新たな事務が発生する。口座振込・振替方式と証紙貼付方式が並存することを含め、増加が見込まれる費用については、給付経理からの支出等が必要となる。

建退共制度の現況について

労働者の1年分の掛金納付(252日)に要する月数

月に21日分の証紙が貼付されれば、252日分の証紙が1年で貼付されることとなる。一方、現実には、252日分の証紙を貼付するのに平均で18ヶ月以上を要している。近年は、その期間が長期化する傾向にある。



(注1) 機構では、証紙21日分を1月と計算して退職金を算定している。

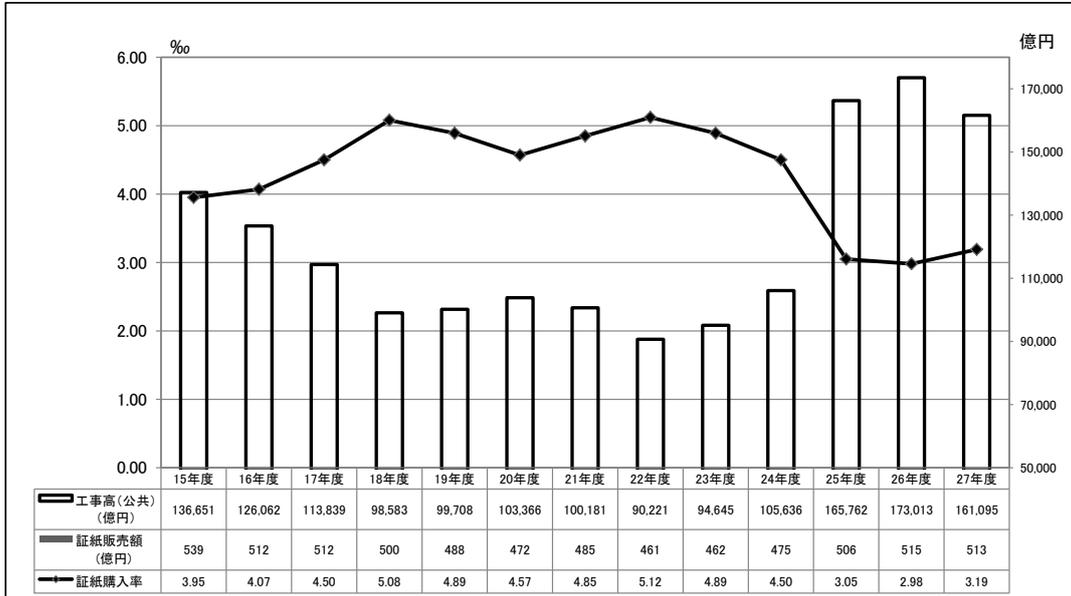
(注2) 平成23年度以前は、5年毎の調査である。

(注3) 1年分の掛金納付に係る期間は、被共済者個別に、機構が貼付確認している掛金日数を加入から最終手帳の更新までの期間で除し算定し、平均値をとったものである。

共済証紙の購入率 (①共済証紙の購入が全て公共工事分として推計)

「共済証紙購入の考え方について」では、総工事費に工事種別・規模に応じて算定した率(1.1%~4.8%)を乗じ、更に建退共制度加入率を乗じて共済証紙購入額を算定している。

共済証紙の販売額について、全体を仮に公共工事の受注額と比較すれば、平成10年代後半と比較して低い水準にある。



(注1) 工事高(公共)は、建設工事受注動態統計調査(元請受注額)より

(注2) 共済証紙購入額のうち全てが公共工事で購入していると想定して推計した。

‰(パーミル)=1000分率

1‰ = 0.1%

共済証紙購入の考え方について

下表は、総工事費に占める共済証紙代金の割合について、「労働者延べ就業予定数」の7割が建退共の被共済者であると仮定して算出したものです。

したがって、これを実際に活用する際には、下表に $\left[\frac{\text{対象工事における労働者の加入率}(\%)}{70} \right]$ を乗じた値を参考としてください。

(計算例)

総工事費 50,000千円の土木・舗装工事で労働者の建退共制度加入率が50%の場合

$50,000,000 \times 2.9 / 1000 \times 50(\%) / 70(\%) = 103,571$ 円(共済証紙代金の参考値)

工事種別 総工事費	土木						
	舗装	橋梁等	隧道	堰堤	浚渫・埋立	その他の土木	
1,000~ 9,999千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000	
10,000~ 49,999千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000	
50,000~ 99,999千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000	
100,000~ 499,999千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000	
500,000千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000	

工事種別 総工事費	建築		設備	
	住宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の電気等	機械器具設置
1,000~ 9,999千円	4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000
10,000~ 49,999千円	2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000
50,000~ 99,999千円	2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000
100,000~ 499,999千円	2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000
500,000千円以上	2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000

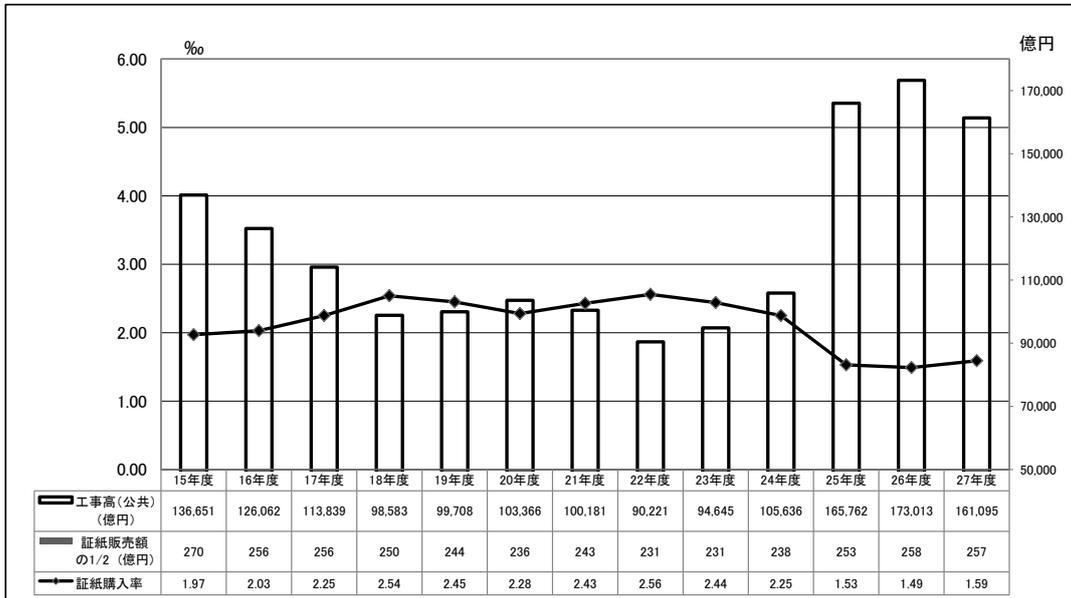
(注1) 総工事費とは、請負契約額(消費税相当額を含む。)と無償支給材料評価額(発注機関が施工者に対し工事用の建設資材を無償で支給した場合、その建設資材を金額に換算した額)の合計額をいう。

(注2) 総工事費100万円以下の購入率が示されていませんが、100万円以下については、対象労働者の延べ就労日数が把握できるものとして省かれております。もし、把握できない場合には、100万円からの購入率を参考にしてください。

(注3) この購入率は、当機構で定めた率であり工事発注者が独自で率を設けている場合もありますので発注者に確認してください。

共済証紙の購入率 (②共済証紙の購入が全て公共・民間工事分を1:1として推計_公共工事分)

共済証紙の販売額について、公共工事で購入された額と民間工事で購入された額が仮に1:1であると仮定して比較すると、公共工事に対する割合は次のとおりとなる。

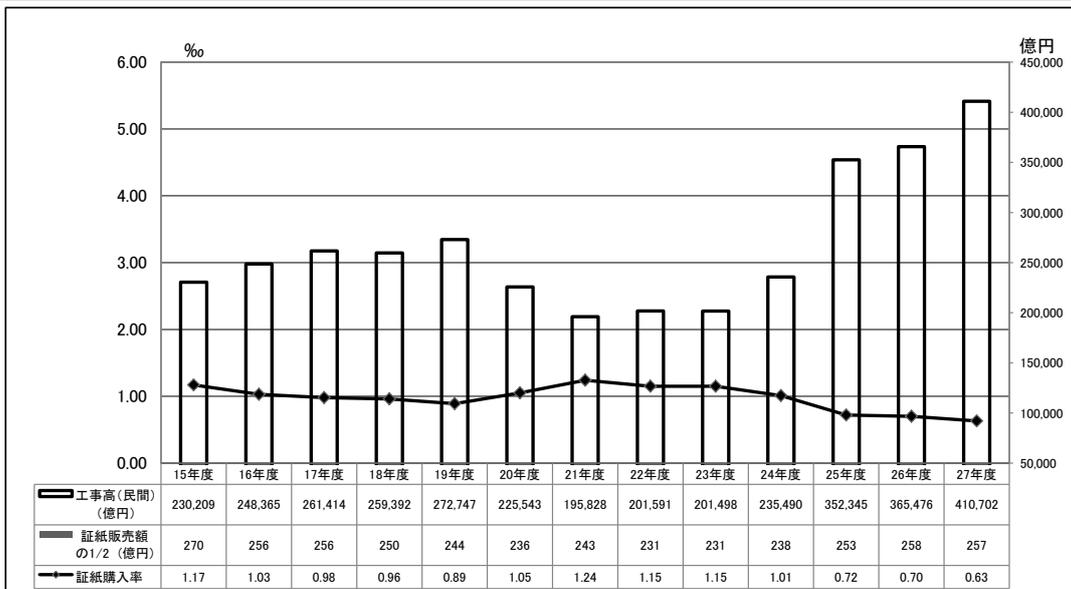


(注1) 工事高(公共)は、建設工事受注動態統計調査(元請受注額)より

(注2) 共済証紙購入額のうち1/2を公共工事で購入していると想定して推計した。

共済証紙の購入率 (③共済証紙の購入が全て公共・民間工事分を1:1として推計_民間工事分)

共済証紙の販売額について、公共工事で購入された額と民間工事で購入された額が仮に1:1であると仮定して比較すると、民間工事に対する割合は次のとおりとなる。

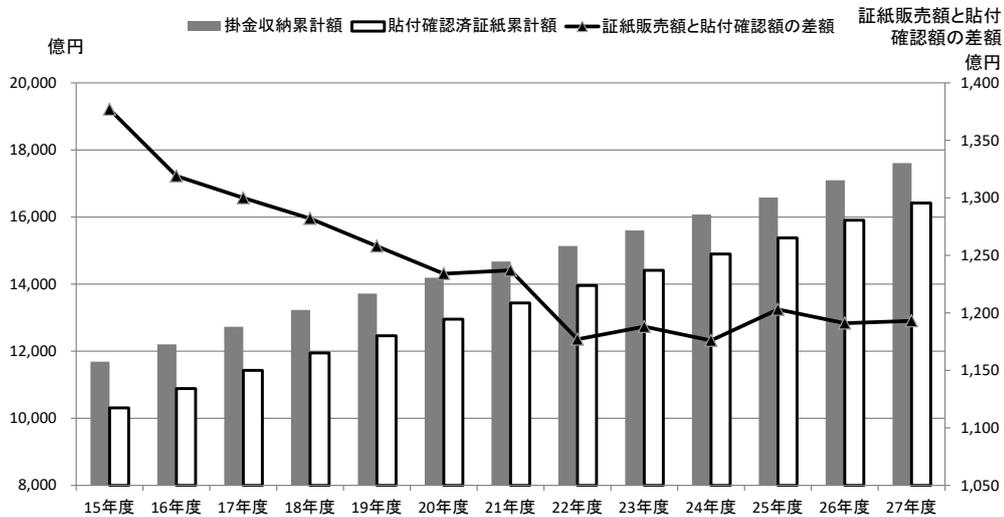


(注1) 工事高(民間)は、建設工事受注動態統計調査(元請受注額)より

(注2) 共済証紙購入額のうち1/2を民間工事で購入していると想定して推計した。

共済証紙の販売額と貼付確認額の累計額の差額について

共済証紙の販売額と貼付確認額の累計額の差額については、平成15年度から24年度にかけて約200億円減少した後、近年は概ね横ばいで推移している。



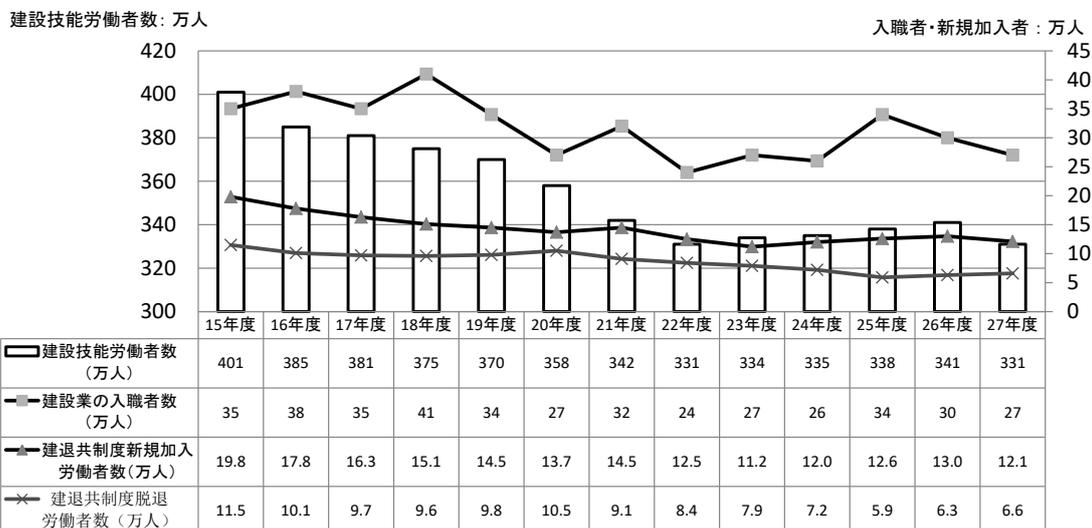
年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
掛金収納累計額	11,688	12,204	12,728	13,229	13,717	14,190	14,675	15,137	15,599	16,075	16,581	17,096	17,610
貼付確認済証紙累計額	10,311	10,885	11,428	11,947	12,459	12,956	13,438	13,960	14,411	14,898	15,378	15,905	16,417
証紙販売額と貼付確認額の差額	1,377	1,319	1,300	1,282	1,258	1,234	1,237	1,177	1,188	1,176	1,203	1,191	1,193
対中期計画未増減額	-	-	-	-	-	△24	△21	△81	△70	△82	27	15	17
中期計画期間削減目標額	-	-	-	-	-	平成19年度比△130億円					平成24年度比△100億円		

(参考) (独)勤労者退職金共済機構 中期目標

- (1) 第1期(平成15年度～平成19年度)
建設業退職金共済事業に関して、次の事項に係る改善策等を検討し、適切な措置を講ずること。
 - ① 就労日数に応じた掛け金の納付の確保
 - ② 長期未更新者に対する退職金の確実な支給
 - ③ 共済証紙による掛金納付方式の見直し
- (2) 第2期(平成20年度～平成24年度)
中期目標期間の最終年度までに、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を、前中期目標期間の終了時から130億円程度減少させること。あわせて、共済証紙の貼付状況等に関して把握し、取組の充実を図ること。
- (3) 第3期(平成25年度～平成29年度)
中期目標期間の最終年度までに、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を、前中期目標期間の終了時から100億円程度減少させること。あわせて、共済証紙の貼付状況等に関して把握し、取組の充実を図ること。

建退共制度の加入労働者数の推移

建退共の新規加入者数は、平成15～17年度の累計と平成25～27年度の累計を比較すれば、3割減少している。
この減少幅は建設技能労働者数の減少幅及び建設業の入職者数の減少幅よりも大きい。



【参考】建設技能労働者数： 331万人(27年度) ÷ 401万人(15年度) = 約△18%
 建設業の入職者数： 91万人(25～27年度) ÷ 108万人(15～17年) = 約△16%
 建退共制度の新規加入労働者数： 38万人(25～27年度) ÷ 54万人(15～17年) = 約△30%

- (注1) 建設技能労働者数は、総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算定した数より引用
- (注2) 建設業の入職者数は、厚生労働省「労働力動向調査」より引用
- (注3) 建退共制度の脱退労働者数は、退職金受給者、手帳返納者、移動通算脱退者等の合計